

一般社団法人秋田県地質調査業協会定款

令和4年5月13日 変 更

定 款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 当法人は、一般社団法人秋田地質調査業協会と称する。

(主たる事務所の所在地)

第2条 当法人は、主たる事務所を秋田市に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 当法人は、秋田県内に事務所を有する地質調査業を営む業者をもって構成し、地質調査、さく井工事、地すべり工事、グラウト工事及び環境調査の調査研究を行い、会員相互の技術向上と地質調査業界の健全な発展を図り、もって公共の福祉に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 地質調査技術の進歩改善に関する調査研究
- (2) さく井工事、地すべり工事、グラウト工事、環境調査の進歩改善に関する調査研究
- (3) 会員の技術向上に資する研修・研究・講習会等の開催
- (4) 事業推進に関する会員相互の協調と協力
- (5) 会員相互の親睦及び技術情報の交換
- (6) 関係諸官公庁に対する広報活動
- (7) その他当法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会 員

(会員の種別)

第5条 当法人に次の会員を置く。

(1) 正会員 秋田県内に本社を有する法人であって、地質調査業者登録規程に基づき地質調査業務を行う者

(2) 賛助会員 当法人の事業に賛同して維持発展に寄与する個人又は団体

2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「法人法」という。）上の社員とする。

(入 会)

第6条 正会員として入会しようとする者は、正会員2名以上の推薦を要し、当法人所定の入会申込書及び地質調査業者登録の通知書の写しを会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

2 賛助会員として入会しようとする者は、当法人所定の入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

(入会金及び会費)

第7条 会員は、当法人の円滑な運営を維持するため、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

2 既に納入した入会金及び会費は理由の如何を問わず返還しない。

(任意退会)

第8条 会員は、退会しようとするときは、その理由を記載した退会届を会長に提出しなければならない。

(会員資格の喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合は、その会員資格を喪失する。

(1) 正会員、賛助会員が正当な理由なく会費を1年以上滞納し、かつ、催告に応じないとき。

- (2) 総正会員が同意したとき。
- (3) 死亡したとき又は団体・法人が解散したとき。

(除 名)

第10条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合は、社員総会において総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の決議によって、その会員を除名することができる。

- (1) 当法人の定款に違反し、又は当法人の秩序を乱す行為があったとき。
- (2) 当法人の名誉を毀損し、又は目的に反する行為があったとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

第4章 社員総会

(構 成)

第11条 社員総会は、全ての正会員をもって構成する。

(権 限)

第12条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 入会の基準並びに会費の金額
- (7) 解散及び残余財産の処分
- (8) 資金の借入
- (9) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(招 集)

第13条 当法人の定時社員総会は、毎事業年度末日の翌日から2か月以内に招集し、臨時社員総会は、必要に応じて招集する。

2 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、理事会の決議に基づき会長がこれを招集する。会長に事故若しくは支障があるときは、副会長がこれを招集する。

3 社員総会を招集するには、会日より15日前までに、正会員に対して招集通知を発するものとする。

(招集手続の省略)

第14条 社員総会は、正会員全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

(議 長)

第15条 社員総会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長に事故若しくは支障があるときは、副会長がこれに代わるものとする。

(議決権)

第16条 社員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

2 社員総会に出席できない正会員は、法人法の定めるところにより、予め通知された事項について、書面又は電磁的記録をもって議決権の行使をし、又は他の正会員を代理人として議決権の行使をすることができる。

(決議の方法)

第17条 社員総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(1) 監事の解任

(2) 定款の変更

(3) 解散

(4) その他法令で定められた事項

(社員総会議事録)

第18条 社員総会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、議長のほか、出席した正会員又は理事の中から選出された議事録署名人2人が署名又は記名押印して10年間当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

第5章 役員

(役員の種類及び定数)

第19条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 6名以上

(2) 監事 2名

2 理事のうち1名を会長、2名を副会長とし、会長をもって法人法上の代表理事とする。

(役員を選任)

第20条 当法人の理事及び監事を選任は、社員総会において総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 当法人の会長及び副会長は、理事会において理事の過半数をもって選定する。

3 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(役員の特権)

第21条 会長は、当法人を代表し、業務の執行を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故若しくは支障があるときは、その職務を代行し、会長が欠けたときは、その職務を行う。

- 3 理事は、理事会を構成し、業務の執行を決定する。
- 4 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

(顧問、相談役等)

第22条 当法人に顧問、相談役及び名誉会長を置くことができる。

- 2 顧問、相談役及び名誉会長は、当法人の運営に関する重要事項に関し、会長の諮問及び相談に応じる。
- 3 顧問、相談役及び名誉会長の選任及び解任は、理事会において決議する。
- 4 顧問、相談役及び名誉会長の任期は2年とする。

(役員任期)

第23条 役員任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 2 任期満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された者の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。
- 3 増員により選任された理事の任期は、他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。

(役員解任)

第24条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上をもって解任することができる。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えがたいと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第25条 役員は、無報酬とする。ただし、常時勤務する役員に限り、報酬を支給することができる。

- 2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができ

る。

第6章 理事会

(構成)

第26条 当法人に理事会を置く。

2 理事会は全ての理事をもって構成する。

(権限)

第27条 理事会は、この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関する重要な事項を議決する。

- (1) 社員総会の議決した事項の執行に関する事項
- (2) 社員総会に付議すべき事項
- (3) 理事の職務の執行の監督に関する事項
- (4) 会長、副会長の選定及び解職に関する事項
- (5) その他社員総会の議決を要しない当法人の業務の執行に関する事項

(議長)

第28条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長に事故若しくは支障があるときは、理事会においてあらかじめ定めた順序で、副会長1名がこれに代わるものとする。

(招集)

第29条 理事会は、会長がこれを招集し、会日の15日前までに各理事及び各監事に対して招集の通知を発するものとする。ただし、緊急の場合にはこれを短縮することができる。

2 会長に事故若しくは支障があるときは、理事会においてあらかじめ定めた順序で、副会長1名がこれを招集する。

(決議)

第30条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第31条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第32条 理事会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、出席した会長及び監事がこれに署名又は記名押印して10年間当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第33条 当法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 会計年度内における次に掲げる収入
 - ア 会費
 - イ 入会金
 - ウ 寄付金品
 - エ 事業に伴う収入
 - オ 財産から生ずる収入
 - カ その他の収入

(資産管理)

第34条 当法人の資産は、会長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

(経費の支弁)

第35条 当法人の経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算)

第36条 当法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、社員総会に報告しなければならない。これを変更する場合も同様とする。

(事業報告及び決算)

第37条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類は、定時社員総会に提出し、第1号及び第2号の書類については、その内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を事務所に5年間備え置くとともに、定款、正会員名簿を事務所に備え置くものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 会計監査報告
- (3) 理事及び監事の名簿

(事業年度)

第38条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第39条 この定款は、社員総会において総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の決議によって変更することができる。

(解散)

第40条 当法人は、社員総会において総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の決議、又は法人法第148条で定められた事由により解散する。

(剰余金の非分配)

第41条 当法人は、剰余金の分配を行うことが出来ない。

(残余財産の帰属)

第42条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 委員会

(委員会)

第43条 当法人の事業を推進するために必要あるときは、理事会はその議決により、委員会を設置することができる。

2 委員会の委員は、会員のうちから、理事会が選任する。

3 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により

定める。

第10章 事務局

(事務局の設置等)

第44条 当法人の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が理事会の承認を得て定める。

第11章 公告の方法

(公告方法)

第45条 当法人の公告方法は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第12章 附 則

(設立時社員の名称及び住所)

第46条 当法人の設立時社員の名称及び住所は、次のとおりである。

秋田県横手市神明町10番39号

奥山ボーリング株式会社

秋田県大仙市戸蒔字谷地添102番地1

株式会社自然科学調査事務所

秋田県大仙市戸地谷字川前366番地1

株式会社シーグ

秋田県大仙市大曲丸子町2番13号

東邦技術株式会社

秋田市茨島二丁目1番27号

秋田ボーリング株式会社
秋田県湯沢市岩崎字南五条61番地の1
柴田工事調査株式会社

(設立時の役員)

第47条 当法人の設立時理事及び設立時監事は、次のとおりとする。

設立時理事 奥山和彦、鈴木建一、佐藤力哉、石塚三雄、奥山信吾、
福岡健、柴田昌英、原田福夫
設立時監事 田村正明、鎌田明徳

(設立時の代表理事(会長)及び副会長)

第48条 当法人の設立時代表理事(会長)は、次のとおりとする。

設立時代表理事(会長)
秋田県横手市旭川二丁目3番22号
奥山和彦
設立時副会長 鈴木建一、佐藤力哉

(最初の事業年度)

第49条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和3年3月31日までとする。

(定款に定めのない事項)

第50条 この定款に定めのない事項については、すべて法人法その他の法令の定めるところによる。